

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-522770(P2001-522770A)

【公表日】平成13年11月20日(2001.11.20)

【出願番号】特願2000-520369(P2000-520369)

【国際特許分類】

B 6 6 B 7/04 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 7/04 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月17日(2005.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】エレベータカーに取り付けられた支持フレームと、案内レールに対して載置されるガイドとを含み、該ガイドが取り付けられた中間フレームと、前記支持フレームおよび中間フレームに配置され該支持フレームと中間フレームとの間に水平距離を維持する永久棒磁石とを含み、エレベータカーをエレベータシャフト内のガイドレールに沿って案内するエレベータ案内シューにおいて、

- 前記支持フレームと中間フレームとの間に垂直懸架部があることを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項2】請求項1に記載の案内シューにおいて、前記支持フレームは箱体からなり、該箱体は、その横側のうちの1つが開放し、前記中間フレーム5は、該箱体の内部に配設されていることを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項3】請求項1または2に記載の案内シューにおいて、前記中間フレームは、実質的にU字形体であり、前記案内レールを3方から囲繞していることを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項4】請求項1に記載の案内シューにおいて、前記懸架部は弾性懸架系からなり、該懸架系は、前記中間フレームおよび支持フレームの互いに対する水平方向および垂直方向の両方の微動を許容することを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項5】請求項4に記載の案内シューにおいて、前記懸架部は低い音伝搬特性を有する構体からなり、前記ガイドと前記案内レールとの間に発生する騒音の前記エレベータへの伝達を防ぐことを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項6】請求項1ないし5のいずれかに記載の案内シューにおいて、該案内シューは、前記支持フレームと中間フレームとの間の偏位を測定する検出器を含むことを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項7】請求項6に記載の案内シューにおいて、該案内シューは、サーボ接続された電磁石を含み、前記支持フレームと中間フレームとの間の偏位を補償することを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項8】請求項1ないし7のいずれかに記載の案内シューにおいて、使用する電磁石は長尺状永久棒磁石であり、磁極が該棒磁石の対向する長い側に位置していることを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項9】請求項8に記載の案内シューにおいて、該案内シューは、複数の永久棒磁石を含み、該棒磁石は、前記中間フレームおよび支持フレーム上に並んで平行な

方向に互いからある水平距離で配置されていることを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項 10】 請求項 1ないし 9のいずれかに記載の案内シューにおいて、前記支持フレームおよび中間フレームにはそれぞれ、強磁性バッキングが設けられ、これに前記永久磁石が取り付けられていることを特徴とするエレベータ案内シュー。

【請求項 11】 請求項 1ないし 10のいずれかに記載の案内シューにおいて、永久磁石対は、それらの極性について、隣接永久磁石対が反対極性をとるように配設されていることを特徴とするエレベータ案内シュー。